

新型コロナウイルス感染症の
影響を受けた世帯は

減免

申請できます！

対象となる税（料）

- ▶ 国民健康保険税
- ▶ 後期高齢者医療保険料
- ▶ 介護保険料

[対象期間] 令和3年4月1日から令和4年3月31日



申請期限

令和4年3月31日(木)まで

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 共通

対象となる世帯※1

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により、主たる生計維持者の令和3年1月以降の収入が減少し、納付が困難となった世帯。

新型コロナの影響で 収入が減少した世帯	<p>一部減額 または 全額免除</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①から③までの要件すべてに該当する世帯。 (介護保険料の減免の場合は、①と③の要件に該当する世帯)</p> <p>①今年の見込み事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかの減少の割合が、前年のその収入の3割以上である。</p> <p>②前年合計所得額が1,000万円以下である。</p> <p>③減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下である。</p>
新型コロナに り患した世帯	<p>※3</p> <p>全額免除</p> <p>主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った。</p>

- ※1 令和3年度（令和2年1月1日～令和2年12月31日分）の所得申告をしていること。
- ※2 この減免における「主たる生計維持者」とは、
【国民健康保険の場合】国民健康保険の被保険者である世帯主（納税義務者）となります。国民健康保険の被保険者ではない世帯員が減収した場合は、国民健康保険税の減免対象となりません。
【後期高齢者医療保険の場合】後期高齢者医療保険被保険者及びその世帯の世帯主となります。
【介護保険の場合】世帯の生計を主として維持していて、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属している方となります。
- ※3 新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに長期間を要する等により、世帯の経済状況等に与える影響が大きいと認められる場合をいい、具体的には、1か月以上の治療を有すると認められる場合となります。

制度の詳細につきましては、各係までお問合せください。

国民健康保険課 賦課資格係 ☎973-3202 後期高齢者医療係 ☎973-3177
介護長寿課 介護保険料係 ☎973-3208

うるま市こども医療費助成制度が

令和4年 **2月**から **大きく変わります!**

現物給付 (窓口無料) の対象年齢を

未就学児から
(小学校入学前)

中学校卒業までに

拡大します!

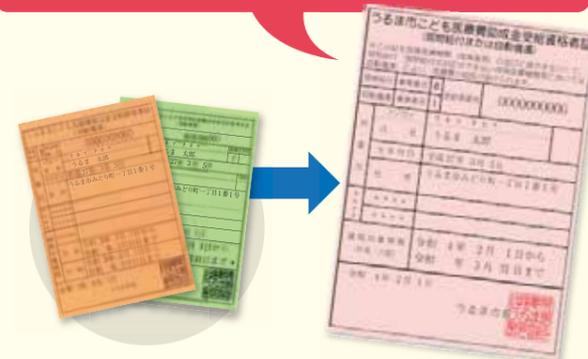


令和4年2月1日以降の受診分について、健康保険証と一緒にピンク色の受給資格者証を医療機関窓口で提示することで、原則として窓口負担なしで医療サービスを受けることができます。ただし、健康保険の適用を受ける診療分に限ります。

対象児童	助成方式 (資格者証の色)	医療機関での 支払い	一部 自己負担
0歳から 小学校入学前 まで	現物給付 (ピンク)	なし 保険診療分 に限る	なし
小学校から 中学校卒業 まで	自動償還 (オレンジ) 母子父子医療対象 の方はミドリ	あり	入院:なし 通院:1ヶ月1医 療機関につき 1,000円
0歳から 中学校卒業 まで	現物給付 (ピンク) または 自動償還	なし 保険診療分 に限る	なし

※現物給付に対応していない医療機関の場合は、これまで通り自動償還または児童家庭課窓口での申請による助成となります。

受給資格者証の色が変わります!



小学生と中学生
の受給資格者証は
ピンク色へ!
未就学児は資格対象期間が
延長されます!

新しい受給資格者証は令和4年1月下旬に発送を予定しています。
(手続は不要です)



母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している児童について

母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している小学生・中学生は、受給資格者証がこども医療費助成のピンク色に変わります。高校生はこれまで通り受給資格者証はミドリ色で自動償還での助成です。

お問合せ先▶ 児童家庭課(こども医療費助成担当) ☎973-4983